

第6章 文化財の保存と活用の基本方針

1 保存・活用の考え方

第5章で定めた五つの基本的な方向性に沿って、市内の文化財の保存・活用について、課題と方針、今後の措置を示します。

本計画で示す措置の内容や対象は多岐に及びます。市民、行政、専門家、所有者（管理者・保存団体）が連携・協働して取り組んでいくこととし、措置ごとにそれぞれの主体の関わり方を示します。また、本計画の計画期間である11年間で、計画的に取り組んでいくために、年ごとに前期（令和8～10年度）、中期（令和11～14年度）、後期（令和15～18年度）に区切って取組時期を示します。前期、中期、後期に区分し、計画的に取り組んでいきます。

なお、それぞれの措置は、市費、県費、国費（文化財補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金など）、その他民間資金などを活用しながら進めていきます。

2 保存・活用の課題・方針・措置

方向性1 文化財への理解を深め、学びをつくる 調査・研究／学びの充実

課題

【調査・研究】

○文化財に関する調査が十分にできていない

市内には、地域で大切にされ、価値を有する未確認・未指定の文化財が所在していますが、工芸品や書跡・典籍などの分野の把握調査ができていません。また、既に把握している文化財についても、個別に詳細な調査が行われていないものもあり、保存・活用につなげられていない文化財もあります。

○文化財の滅失等のおそれがある

建造物を中心に維持・管理の困難から、未指定の文化財が消失するケースが生じています。また、無形の民俗文化財については、実施形態が徐々に変化していますが、現状を把握できていません。

○収集された文化財が十分に整理されていない

おだわらデジタルミュージアムの整備とともに、文化財の整理は進みつつありますが、未整理のものが残っています。また、小田原市郷土文化館は施設の老朽化が課題となっています。

○多様な機関で行われている調査・研究の連携に力を入れる必要がある

多様な機関で調査・研究が実施されていますが、その成果が共有できていません。

【学びの充実】

○学校教育との連携による学びに力を入れる必要がある

学校単位で文化財に対する学びが行われていますが、より充実を図り、郷土に対する理解や愛着を育むことが必要です。

第6章 文化財の保存と活用の基本方針

○生涯にわたっての学びの機会づくりに力を入れる必要がある

文化財への理解を深めるための環境整備に課題がある現状において、生涯学習への参加や活動を支援することが限定的となっています。

○地域における学びの機会づくりが十分にできていない

地域の中で身近な文化財に対する関心が薄れ、文化財に触れ、学ぶ機会が減少しています。

方針

【調査・研究】

○文化財の把握調査及び詳細調査の実施

工芸品や書跡・典籍などの分野の把握調査を実施し、未調査の文化財について把握するよう努めます。詳細調査も進め、調査の実施にあたっては市民等との協働を検討します。

○文化財の滅失等の防止

調査の結果をもとに、特に貴重なものについては所有者や無形の民俗文化財保護団体等の同意を得られたものから文化財指定などにより保護します。また、調査で得られた成果は、適宜、公開等を進めます。

○文化財の収集と整理

滅失等の危険がある文化財や出土物などの収集・保管や調査研究等を進めます。施設等で収集・保管する文化財は、調査研究成果も活かして公開等を進めます。

○調査・研究成果の連携と集約

デジタルミュージアムなどにより、様々な調査・研究の成果を集約し、整理します。

【学びの充実】

○学校等と連携した文化財の学びづくり

小中学校と連携して、文化財に関する学習の充実に努めます。

○社会教育施設等との連携による生涯学習の充実

生涯学習を充実します。あわせて受講しやすい環境整備も行います。

○地域との連携による学びの充実

地域の施設や団体と連携して、地域の特色を生かした身近な文化財に関する学びをつくります。実施にあたっては、市の専門職員や専門家等を派遣するなど、行政も支援します。

措置

番号	名称	内容	措置主体				実施期間		
			市民等	行政	専門家	所有者	前期	中期	後期
1-1	未指定・未確認のものを含めた文化財の調査	工芸品や書跡・典籍などの分野の把握調査を実施します。市内には多数の未確認・未指定文化財が存在しており、保存・活用に向けて調査・記録をしていく必要があります。調査方法や対象などに		○				○	○

1-2	「小田原の石造物を調べる会」との協働による石造物調査	ついて検討し、調査を実施します。 市民ボランティアによる「小田原の石造物を調査する会」で市内に多数存在する石造物の調査・記録を進めています。	○	○			○	○	○
1-3	緊急発掘調査事業	開発行為により消滅する遺跡を保存・活用できるように記録するため、開発工事に際して事前に発掘調査を実施します。	○	○	○		○	○	○
1-4	史跡等用地取得事業	国指定史跡について、地権者の理解を得ながら土地の公有化を行います。	○	○			○	○	○
1-5	文化財保存修理等助成事業	無形の民俗文化財の調査を実施し、記録・保存に努めます。	○	○	○	○	○	○	○
1-6	遺物保存管理事業	発掘調査によって得られた成果を、永く後世に伝えるとともに、誰もが活用できるように資料整理を行います。		○			○	○	○
1-7	文化財に係る各種データの連携	デジタルミュージアムなどにより調査・研究データを集約し、データ連携を進めています。		○				○	○
1-8	郷土学習推進事業	郷土に対する興味関心や探求心を高め、郷土を愛する心情を養うため、小中学生向けの副読本を発行し、活用します。		○			○	○	○
1-9	生涯学習支援事業	生涯学習に関する市主催事業等に子育て世代が安心して参加できるよう託児の支援を行います。	○	○			○	○	○
1-10	学校施設等開放事業	社会教育の振興を図るとともに、身近な生涯学習活動の場の提供を行うことで、市民生活の質の向上に資することを目的とし、市内小中学校の施設・設備を学校教育上支障のない範囲内で、社会教育活動の利用に供します。	○	○			○	○	○
1-11	文化活動担い手育成事業	本市の芸術文化を支える新たな担い手、鑑賞者を育成するため、市内小・中学校等にアーティストを派遣するアウトリーチを行います。	○	○	○		○	○	○
1-12	おだわら市民学校事業	「持続可能な地域社会」を実現するため、様々な分野で活動する担い手の育成を目指した、地域資源を活用した長期的、体系的な学びの場「おだわら市民学校」を運営します。	○	○	○	○	○	○	○
1-13	キャンパスおだわら事業	市域全体が「だれもが、いつでも、どこでも、なんでも学べる場」となるよう、学習講座の提供、学習情報の収集及び発信、学習相談、人材バンクの運営及び活用などを行います。	○	○		○	○	○	○

方向性 2 文化財を市民に身近なものにする 情報発信／普及・啓発

課題

【情報発信】

○情報発信が不足している

文化財に対する興味・関心が薄れるなか、市民等に対して効果的な情報発信ができていませんでした。

○他分野と連携した情報発信が十分にできていない

第6章 文化財の保存と活用の基本方針

多くの市民等に対して魅力的に文化財の情報発信を行うためには、文化財分野だけでなく、多様な分野の担い手による情報発信が必要です。

【普及・啓発】

○文化財に触れる環境が不足している

文化財に特別の興味をもっていない市民も多く、自ら文化財にアクセスすることは少ない状況です。日常の暮らしのなかで、文化財に触れ、体験し、知る環境が必要です。

○展示公開施設が充足していない

本市には博物館相当施設として小田原市郷土文化館がありますが、建物の老朽化が著しく、情報発信の場として課題があります。

方針

【情報発信】

○多様な情報発信の促進

令和5年（2023年）3月に、本市が所蔵する貴重な資料をインターネット上で広く公開し、歴史・文化に触れる機会や場として開設した「おだわらデジタルミュージアム」について、今後もコンテンツの充実に努めます。

このほか、ホームページ、施設の活用、冊子、パンフレットなど、多様な媒体を使って、多世代を対象とした分かりやすい情報発信を充実します。

○他分野との連携や協働による情報発信の促進

事業者や市民などの他分野との連携や協働により、多様な視点で文化財に関する情報発信を行います。また、情報発信に関する市民の活動を支援します。

【普及・啓発】

○文化財に触れる環境づくりの促進

日常生活の一部として、文化財に自然と触れる環境をつくることで、文化財に親しむ機会を創出します。また、史跡等で過ごす時間がより有益なものとなるよう、ガイダンス機能を充実させます。

○展示公開施設の整備

小田原市郷土文化館だけでなく関連施設を利活用し、それぞれの施設の特性に合わせて、運営や情報発信等を行います。また、博物館についても整備を検討していきます。

措置

番号	名称	内容	措置主体				実施期間		
			市民	行政	専門家	所有者	前期	中期	後期
2-1	特別展開催事業 (文化部所管施設)	郷土の文化芸術や歴史資産を時宜に合ったテーマで、市民に広く紹介する特別展を開催するほか、関連した講座を開催し、展示会図録等を刊行します。		○	○		○	○	○
2-2	文化財公開事業	市民や来訪者に小田原の歴史資産についての理解を深めてもらうとともに、文化財保護意識の醸成を図るため、遺跡調査	○	○	○	○	○	○	

		発表会等の実施、指定文化財の一般公開、文化財啓発用冊子の刊行等を行います。							
2-3	博物館構想推進事業	おだわらデジタルミュージアムをプラットフォームとし、市内の文化財についての情報発信を行います。	○	○		○	○	○	○
2-4	まち歩き観光推進事業	散策マップの増刷を実施するほか、観光アプリケーション「小田原さんぽ」による約650か所の観光地情報の紹介やAIによるモデルコースの提案、災害情報の発信、公共交通機関や観光主要地の混雑状況等の情報提供を行います。		○			○	○	○
2-5	文化振興推進事業 情報発信（文化レポーター）	文化レポーターが市民のリアルな視点から小田原の魅力を伝えることができるよう、ホームページの更新や、紙面の発刊時にサポートをします。	○	○			○	○	○
2-6	史跡小田原城跡保存 活用整備事業	史跡の本質的価値を具現化するため整備を進め、史跡の保存・活用を行います。		○				○	○
2-7	都市空間デザイン事業	「史跡のある『まちなか』ならではの楽しい日常の創出」をコンセプトに、小田原駅・城周辺に点在する史跡などの公共空間の創出とその担い手の発掘・コーディネートを進めます。	○	○	○		○	○	○
2-8	まちなか再生支援事業	地域主体による持続可能なまちづくりの推進体制の確立を目指し、担い手育成、市民活動の活性化、景観形成など、文化を含む地域資源を生かしたまちづくりを支援します。	○	○	○		○	○	○
2-9	まち歩き観光推進事業	定期的な現地確認により破損状況等を把握し、優先順位を付けながら観光案内看板や道標の更新を行います。	○	○			○	○	○
2-10	二次交通拡充事業	来訪者に二次交通であるレンタサイクルや観光回遊バスを提供する事業を通じて、事業主体・事業協力者であるNPO法人小田原ガイド協会と協力を行います。	○	○			○	○	○
2-11	郷土文化館本館管理 運営事業	本市の博物館相当施設である小田原市郷土文化館について、施設利用者に対する利便性や安全性に配慮して学習環境を整えとともに、所蔵資料の適切な保管や展示に留意した施設の維持管理を行います。また、郷土資料の当面の保管場所を確保するため、収蔵施設の整備を行います。		○			○	○	○
2-12	郷土文化館分館松永 記念館管理運営事業	松永記念館の諸施設を対象に、その文化財的特性を生かした適切な管理運営・維持修繕や貸館業務を行います。		○			○	○	○
2-13	尊徳記念館管理運営 事業	市民の生涯学習の場であり、かつ二宮尊徳の事績を顕彰する場でもある尊徳記念館について、来館者が安全快適に過ごせる施設を提供できるよう施設管理及び運営を行います。		○			○	○	○
2-14	小田原文学館管理運 営事業	小田原出身・ゆかりの文学者の作品や業績等を紹介する小田原文学館について、施設の維持管理や、関係資料の収集、公開・展示、調査研究等を行います。		○			○	○	○

第6章 文化財の保存と活用の基本方針

2-15	博物館構想推進事業	博物館基本構想に基づき、博物館基本計画の策定に向けた検討、資料のデジタル化及びおだわらデジタルミュージアムの維持管理、博物館構想の周知のための市民向け講演会及び地域資源を活用したアウトリーチ活動等を実施します。	○	○	○	○	○	
2-16	旧保健福祉事務所跡地活用事業	西海子エリアの小田原文学館や旧松本剛吉別邸などの歴史的建造物に隣接した旧保健福祉事務所跡地に、閑静な住宅環境と調和した交流の場となる空間として、将来的に地域文化発信拠点施設を整備するための方向性について検討します。	○			○	○	○

方向性 3 文化財を地域で守る 管理・修理／防災・防犯

課題

【管理・修理】

- 文化財の計画的な管理、修理が行われていない

未指定文化財については、十分な管理が行われていないものもあります。また、指定等文化財についても、所有者のみでは十分な管理を行うことが難しい状況です。

- 文化財の収蔵施設が不足している

行政において文化財を適切に保管するための収蔵スペースが不足してきています。既存の収蔵・保管施設も老朽化等により適切な環境の維持が課題となっています。

- 保存への文化財所有者の負担が大きい

文化財所有者の金銭的、人的負担が大きく、管理・修理が進まない状況です。

【防災・防犯】

→第8章を参照

方針

【管理・修理】

- 計画的な管理と修繕の実施

未指定文化財の把握につとめるとともに、特に貴重な文化財については、指定等を進めることで、適切な管理を進めます。指定等文化財については、定期的に管理状況を把握します。民間が所有する文化財の修繕を行政等により支援します。

- 文化財の収蔵施設の充実

既存施設の改修等により、収蔵スペースを確保するとともに、発掘調査の成果を総合的に集約し、包括的な研究や情報発信等を行う施設として、埋蔵文化財センターの設置を検討します。

- 文化財所有者の負担軽減

修理等に対して、文化財所有者への支援を行います。

【防災・防犯】

→第8章を参照

措置

番号	名称	内容	措置主体				実施期間		
			市民	行政	専門家	所有者	前期	中期	後期
3-1	指定文化財等保存管理事業	市指定文化財の所有者に対して管理奨励金を交付するにあたり、文化財の管理状況を確認します。		○		○	○	○	
3-2	指定文化財等保存管理事業	未指定文化財の把握に基づき、必要に応じて指定に向けた手続きを行います。	○	○	○	○	○	○	
3-3	指定文化財等保存管理事業	市所有の指定文化財等の見回り監視・清掃・草刈りを行うほか、老朽化している説明板の更新などを実施します。	○	○			○	○	
3-4	指定文化財等保存管理事業	市が管理している史跡等文化財について、除草や清掃等を実施し多くの方が訪れ親しめる環境づくりを行います。		○			○	○	
3-5	遺物保存管理事業	既存施設の改修を念頭に収蔵庫を備えた埋蔵文化財センターを設置し、市内に点在する収蔵庫に収容している埋蔵文化財を集約するとともに、文化財整理室の機能も移転させ、埋蔵文化財の保存・管理機能を強化します。		○				○	
3-6	文化財保存修理等助成事業	民間が所有する指定文化財が適切に保存、管理されるよう、修繕費用の一部を支援します。		○		○	○	○	
3-7	文化財保存修理等助成事業	指定文化財の管理謝礼の交付、保存修理費の補助、民俗芸能保存団体の支援を行います。		○		○	○	○	
3-8	文化財保存修理等助成事業	国・県、財団法人等との調整や、市予算の確保を行います。		○		○	○	○	
3-9	歴史的風致維持向上計画推進事業	歴史的風致形成建造物の指定の方針に基づき、歴史的建造物を歴史的風致形成建造物に指定し、建造物の修理及び復原に対する費用を助成します。		○	○	○	○	○	

方向性4 文化財を活かす活動を育み、広げていく 活動支援／ネットワークづくり

課題

【活動支援】

○地域活動との連携が十分ではない

文化財は地域コミュニティの中心としての役割を果たしてきました。現在もそれぞれの地域で活動が行われており、継続・発展していくために支援が必要です。また、身近にある文化財の魅力が十分に認識されていないため、地域の活動に活かされていない現状もあります。

○文化財の公開を支援する必要がある

個人で所有する歴史的建造物など、一般公開には所有者・管理者の負担が大きく、セキュリティや参加者への案内などの環境が整わないため、公開を行うことが困難な文化財も多数あります。

○歴史的建造物等の活用が進んでいない

第6章 文化財の保存と活用の基本方針

市内には未指定の歴史的建造物等が多く所在していますが、所有者による維持管理が難しい状況も見られます。資金的な負担も大きいため、所有者による積極的な保存や活用まで至っておりません。

[ネットワークづくり]

○市民のネットワークが不足している

市内では多様な団体が活動を行っています。他団体との意見交換・情報共有等を通して、相互に助け合い、発展していくことが必要です。

方針

[活動支援]

○文化財を活かした地域活動の支援

文化財を活かした地域コミュニティ組織や自治会の活動を支援します。文化財を地域で共有する資源として、身近な文化財への理解を深め、文化財を守り、コミュニティ活性化に活かします。

○文化財の一般公開の支援

歴史的建造物等に関して、所有者の理解を進め、また、一般公開の実施を支援します。あわせて、関連する複数の文化財で連携して一般公開を実施するなど、より多くの関心の高い参加者を集め、公開の効果を高める取組を行います。

○歴史的建造物等の活用の支援

歴史的建造物の保存・活用を進めるため、所有者や地域団体等の意向にあわせて国の登録原簿への提案を行います。また、地域のシンボルとなる登録文化財に関しては、国の補助制度等も活用して、所有者等による活用を促進します。

[ネットワークづくり]

○活動団体等のネットワークづくりの促進

市内で活動する団体等の交流の機会づくりを支援し、市民団体や行政のネットワークづくりを進めます。

措置

番号	名称	内容	措置主体				実施期間		
			市民	行政	専門家	所有者	前期	中期	後期
4-1	地域コミュニティ推進事業	地域課題の解決に取り組む地域コミュニティ組織の活動を地域担当職員の配置や地域コミュニティ推進事業費負担金の交付等を通じて支援します。	○	○			○	○	○
4-2	自治会活動活性化事業	自治会の活性化につながる環境美化活動など自治会総連合が主催する問題解決に向けた理解を深める機会の場合等への補助を行います。	○	○			○	○	○
4-3	文化財公開事業	文化財建造物について、所有者の協力を得ながら公開の機会となる観覧会を開催します。		○		○	○	○	○

4-4	地域文化財総合活用推進事業	地域コミュニティ維持のため、伝統行事や民俗芸能を直接支援する国の措置を活用し、地域団体等と連携して計画づくりを行います。	○	○	○	○	○	○	○
4-5	文化財登録制度の推進	国の登録制度による保存・活用が妥当と判断されるものについては、国に文化財登録原簿への登録を提案します。	○	○	○	○	○	○	○
4-6	登録有形文化財活用推進事業	地域のシンボルとなる登録有形文化財について、修理・整備や民間団体等による活動の支援を進めます。	○	○		○	○	○	○
4-7	都市空間デザイン事業	「史跡のある『まちなか』ならではの楽しい日常の創出」をコンセプトに、小田原駅・城周辺に点在する史跡などの公共空間の創出とその担い手の発掘・コーディネートを進めます。	○	○	○		○	○	○
4-8	まちなか再生支援事業	地域主体による持続可能なまちづくりの推進体制の確立を目指し、歴史・文化の振興、市民活動の活性化など、地域資源を生かしたまちづくりを支援します。	○	○	○		○	○	○

方向性5 文化財の保存・活用を支える仕組みを作る 人材育成／体制づくり

課題

【人材育成】

○民俗芸能等の後継者が不足している

生活の中で民俗芸能等に触れる機会が減少し、興味・関心等が薄れてきており、地域で継承されてきた民俗芸能等の後継者が減少し、継承が難しくなっています。

○活動の担い手が不足している

文化財を活かした活動に関わる人が育ちにくい状況です。地域においても担い手が少なくなっており、地域の住民が親しんでいる年中行事等を維持することが難しくなっています。歴史文化に関わらず、幅広い切り口での活動を文化財の保存・活用につなげていく必要があります。

○職人等の技術者が不足している

文化財の修復等を担うことのできる伝統技術を有する職人等の数が減ってきています。技術を実践する機会も少なく、新たな職人等が育ちにくい状況です。

【体制づくり】

○文化財行政における体制が十分でない

行政内部において、専門人材が不足しており、多様化している文化財の保存・活用に関連するニーズに十分な対応を行うことが難しい状況です。

○広域の連携が不足している

ジオパークや日本遺産（箱根八里）など、本市には近隣市町と深い関係にある特徴を有していますが、市域を越えた取組は十分ではない状況です。連携を深め、取組の幅を広げる必要があります。

方針

【人材育成】

○民俗芸能等の後継者育成の支援

民俗芸能等に関連する団体が実施する後継者育成や普及・啓発に関する活動を支援します。

○地域における担い手の発掘と活動支援

都市空間活用やまちづくりなど、幅広い視点から文化財の保存・活用の担い手となる人材を発掘し、民間事業者や地域団体等への活動支援を充実します。

○職人等の育成支援

伝統工法に関する団体等と連携し、職人等の育成を支援します。

【体制づくり】

○文化財行政の体制充実

行政内部の専門人材の充実を図ります。あわせて関係する部局との連携、一体的な施策の展開により、多様な取組を進めていきます。また、外部の専門家等の関わりも深めることで、文化財行政を充実させていきます。

○文化財を通じた広域連携の推進

文化財に関連する神奈川県や近隣自治体、関係団体等との連携を深め、市域を超えた取組を充実していきます。

措置

番号	名称	内容	措置主体				実施期間		
			市民	行政	専門家	所有者	前期	中期	後期
5-1	小田原民俗芸能保存協会後継者育成補助事業	民俗芸能の保存、普及及び後継者の育成を図るため、小田原民俗芸能保存協会が実施する後継者育成事業（発表会、講座）に対する支援を行います。	○	○		○	○	○	
5-2	都市空間デザイン事業	「史跡のある『まちなか』ならではの楽しい日常の創出」をコンセプトに、小田原駅・城周辺に点在する史跡などの公共空間の創出とその担い手の発掘・コーディネートを進めます。	○	○	○		○	○	
5-3	まちなか再生支援事業	地域主体による持続可能なまちづくりの推進体制の確立を目指し、歴史・文化の振興、市民活動の活性化など、地域資源を生かしたまちづくりを支援します。	○	○	○		○	○	
5-4	伝統工法関連団体との連携	伝統工法を通じた職人育成等を行っている NPO 法人おだわら名工舎等と連携し、職人の育成や技術の継承を目指します。	○	○	○	○	○	○	
5-5	専門人材の確保	文化財の保存活用を中心的に担う学芸員などの専門人材を継続的に確保するよう努めます。		○			○	○	

第6章 文化財の保存と活用の基本方針

5-6	文化財保護委員会運営事業	文化財の保存及び活用について、調査・研究あるいは意見具申をするため、専門家による委員会を開催します。	○ ○	○ ○ ○
5-7	県・市町村文化財保護行政主管課長会議及び担当者会議への参画	神奈川県を事務局に、県内の自治体が集い諸課題の共有や解決に向けた議論を行うなど連携を強めます。	○	○ ○ ○